

## 協議第 3 1 号

### 各種福祉制度の取扱いについて（その 3）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 各種福祉制度の取扱いについて

- 1 保育料については、合併後 5 年間は現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- 2 チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- 3 各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・社会福祉協議会補助金
  - ・ひとり暮らし高齢者訪問事業

平成 19 年 8 月 20 日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（各種福祉制度）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	保育料	健康福祉部会	第6回		
	13	チャイルドシート貸出	健康福祉部会	第6回		富合町のみ
	14	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	第6回		
	15	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	第6回		

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	12 保育料
調整方針	合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>○保育園数</p> <p>公立 20 園 私立 111 園</p> <p>○熊本市民で富合町の保育園利用者 19 人 (H19. 4. 1)</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p>	<p>○保育園数</p> <p>公立 なし 私立 3 園</p> <p>○富合町民で熊本市の保育園利用者 0 人 (H19. 4. 1)</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p>	<p>合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。</p> <p>保育料は住民登録地の基準額を適用する。</p>

## 保 育 料 基 準 額 比 較 表

(単位：人、円)

熊 本 市						
各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		3歳 未満児	3歳 以上児	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H18.4.1)	
階層 区分	定 義	徴収金 基準額	徴収金 基準額			
第1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	/	68	
第2 階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	3,000	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料	母子等 1,250	
第3 階層	市町村民税非課税世帯				934	
第4-1 階層	市町村民税課税世帯	11,500	8,200		1,712	
第4-2 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	18,000円未満	16,000		12,500	854
第5 階層		18,000円以上 72,000円未満	25,500		22,000	2,161
第6 階層		72,000円以上 180,000円未満	34,500		29,000	2,562
第7 階層		180,000円以上 459,000円未満	47,000		30,000	2,133
計		459,000円以上	51,000	32,000	908	
計					12,582	

富 合 町							
各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		3才 未満児	3才児	4才 以上児	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H18.4.1)	
階層 区分	定 義	徴収金 基準額	徴収金 基準額	徴収金 基準額			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	/	0	
(B)	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子、身障世帯等)	5,000	4,000	4,000	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料	10	
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯( B)以外の世帯)	10,000	8,000	8,000		11	
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	13,000	10,000	10,000		16	
C2	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	15,000	12,000	12,000		11	
C3	所得割の額が5,000円未満	17,000	13,000	13,000		11	
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	19,000	15,000		15,000	3
D2		5,000円以上 20,000円未満	20,000	16,000		16,000	6
D3		20,000円以上 40,000円未満	21,000	18,000		18,000	15
D4		40,000円以上 70,000円未満	23,000	20,000		20,000	35
D5		70,000円以上 100,000円未満	25,000	22,000		21,000	28
D6		100,000円以上 130,000円未満	28,000	25,000		23,000	13
D7		130,000円以上 160,000円未満	30,000	27,000		24,000	12
D8		160,000円以上 190,000円未満	32,000	29,000	24,000	16	
D9		190,000円以上 220,000円未満	35,000	29,000	24,000	5	
D10		220,000円以上 250,000円未満	38,000	29,000	24,000	1	
D11		250,000円以上 450,000円未満	38,000	29,000	24,000	20	
D12		450,000円以上	38,000	29,000	24,000	半額適用なし 7	
計					計	220	

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯

- ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者
- ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は(B)階層とする。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯

- ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	13 チャイルドシート貸出
調整方針	富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>該当なし</p> <p>市内3警察署内にある地区交通安全協会にて2週間程度の貸付制度あり。</p>	<p>平成12年度よりチャイルドシート貸出し制度を実施。</p> <p>○貸出し対象者 本町に住居登録している町民とし、6歳未満の子供を有する世帯の保護者</p> <p>○貸出し期間及び費用 3ヵ月以内、無料</p> <p>○保有台数 チャイルドシート 15台 ジュニアシート 30台</p>	<p>富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。</p>

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	14 社会福祉協議会補助金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>社会福祉協議会本部職員31名分に対し人件費補助を行っている。 時間外勤務手当の不足分については、社協の自主財源から充当する。</p> <p>市社協給与規定は市の規定を準用</p> <p>補助額 平成16年度 206,088千円 平成17年度 187,297千円 平成18年度 204,509千円</p>	<p>社会福祉協議会事務職員3名分に対し人件費補助を行っている。 不足分については、社協の運用財産取り崩しにて対応している。</p> <p>町社協給与規定は独自のものを採用（運用は異なるが給与表は町と同一）</p> <p>補助額 平成16年度 10,000千円 平成17年度 7,162千円 平成18年度 9,500千円</p>	合併時に熊本市の例により統合する。

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	15 ひとり暮らし高齢者訪問事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週 1～3 回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。</p> <p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者で、定期的な状況確認をするものがない者。</p> <p>2. 事業の運営 (社) シルバー人材センターへ委託</p> <p>3. 事業内容 ・ 週 2～3 回訪問し安否の確認 ・ 行政機関との連絡調整</p> <p>平成 16 年度決算 3,210 千円 367 人 平成 17 年度決算 2,813 千円 315 人 平成 18 年度予算 3,127 千円 207 人</p>	<p>一人暮らし高齢者訪問事業としては実施していないが、国・県の補助事業である地域ネットワーク事業の中のひとつとして実施。</p> <p>1. 対象者 ・ 65 歳以上の一人暮らし高齢者 (対象者 167 人) ・ 民生委員が把握している要援護者 (障害者を含む)</p> <p>2. 事業の運営 地域ネットワーク事業として社会福祉協議会に委託</p> <p>3. 事業内容 民生委員、シルバーヘルパー及び福祉員による安否確認 (週 1 回程度)</p> <p>平成 18 年度予算 1,500 千円 (H18～) 167 人</p>	合併時に熊本市の例により統合する。